

議案第 21 号

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約の変更について

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約を変更することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月26日

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約の変更について、議会  
の議決を経た上、協議をしたいため

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約（案）

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

第5条中「大谷816番地海老名市消防本部」を「柏ヶ谷1047番地3海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター」に改める。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。